

平成 24 年 8 月 8 日

第 2 回横浜市緑区民文化センター指定管理者  
選定評価委員会

報告書

## 1 経緯

横浜市緑区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）7(2)ク及び9(1)アに基づき、応募団体から提出された応募書類の予備審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による予備審査が終了しましたので、「横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

## 2 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 井上 俊之助（緑区連合自治会長会会長）

委員 岸本 凌幾（日本美術家連盟会員）

委員 永井 直実（税理士）

委員 間瀬 勝一（社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー）

## 3 予備審査までの経過

平成24年5月7日 第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（委員長及び委員長職務代理者の選出、公募関係書類、選定基準、予備審査の選定基準等の決定等）

平成24年5月14日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

平成24年5月31日～6月1日・6月21日～22日 設計図書の販売（20団体）

長津田駅北口地区第一種市街地再開発事業（仮称）長津田駅北口地区再開発ビル管理規約・諸規則（案）の閲覧（20団体）

平成24年6月7日 公募説明会及び現地見学会（参加必須）（参加42団体73人）

平成24年5月21日～6月15日 公募要項等に関する質問の受付（15団体123問）

平成24年6月29日 公募要項等に関する質問の回答

平成24年7月5日 応募書類受付開始

平成24年7月6日 公募要項配布及び応募書類受付の終了（6団体提出）

平成24年8月8日 第2回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（予備審査(書類審査)）

## 4 予備審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、応募団体から提出された応募書類を基に、指定管理者選定評価基準項目（別添）1、2、3、5に関して評価を行い、予備審査の通過団体について審議を行いました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。(市税納付状況については、現在確認中です。)

(参考 公募要項 8～9ページ 11ページ)

### 8 応募に関する事項

#### (1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人格を有する団体(以下「団体」という。)とします。個人での応募は不可とします。

本要項「4 指定管理者が行う業務の範囲」のうち(1)、(2)について単独の団体で担うことができない場合、複数の団体により構成される団体(共同事業体)として応募することができます。この場合には、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めてください。なお、代表構成団体以外の構成団体については、法人格を有しない団体も可とします。

#### (2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること

イ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中であること

ウ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していること

オ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていること

カ 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること。

本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表(様式7)」を提出してください。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ケ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が以上の欠格事項に該当しないととも、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式 6 - A）」を提出することとします。また、指定候補者選定後、仮協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(3)～(4)カ省略

キ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) 8(4)ア～カの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体

6 団体から応募がありました。

- (1) 神奈川共立・東急コミュニティー・土志田建設共同事業体
- (2) みどりアートコミュニティー
- (3) JTBC・ハリマ・シグマ共同事業体
- (4) 横浜アーティスト共同事業体
- (5) 京急グループ共同企業体
- (6) 株式会社スペースネットワーク

## 7 予備審査結果

応募団体から提出された応募書類を厳正に審査した結果、各応募団体は、共同事業体の構成団体も含め、財務状況等に概ね問題はないと判断しました。応募者資格及び欠格事項についても、現在確認中の市税納付状況を除き、問題はありませんでした。また、指定管理者選定基準項目(別添)1、2、3、5については、各応募団体とも一定水準に達していました。

したがって、応募のあった全6団体を予備審査通過団体とすることで問題がないものと、選定評価委員会としては判断します。(公募要項では「予備審査により、本審査の対象となる上位概ね5団体以内を選考します。」としており、本審査を実施する団体数として問題はないものと判断します。)

なお、市税納付状況に問題がないことを本審査へ進む停止条件とします。

## 緑区民文化センター指定管理者選定基準項目

選定基準項目	評価対象 様式	評価	配点
<b>1 緑区民文化センターの基本方針</b> (横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項2「緑区民文化センターの概要」に注目した上で、指定管理にあたっての総合的な基本方針などについて示してください。)			
指定管理にあたっての総合的な基本方針	様式2-A	1・2・3・4・5	5
<b>2 基本方針</b>			
(1) 施設管理運営の基本方針 ・ 施設の運営及び管理業務を行う上での基本的な方針	様式2-B	1・2・3・4・5	5
(2) 文化事業を実施する上での基本方針 ・ 業務の基準を十分に理解し、緑区の特性を踏まえた新たな魅力づくりにつながる内容となっている ・ 区内唯一の文化専門施設としての役割、周辺文化施設との差別化、区内全域を視野に入れた運営を踏まえた内容となっている	様式2-C	1・2・3・4・5	5
<b>3 施設管理運営に関する提案</b>			
<b>3-1 組織と運営体制（運営組織の構造、必要人材の配置と職能）</b>			
(1) 組織図の構成と考え方	様式2-D	1・2・3・4・5	5
(2) 組織図を前提とした職種、必要な職能（資格、技能、経験値）と業務内容及び人材の担保、責任者の明示、職員の研修体制と研修計画	様式2-E	1・2・3・4・5	5
<b>3-2 財政運営と収支予算</b>			
(1) 財政運営及び収支に関する実施方針	様式2-F	1・2・3・4・5	5
(2) 収入確保、経費縮減、費用対効果向上に関する考え方と具体的な提案	様式2-G	1・2・3・4・5	5
(3) 収支予算書の収支の適正、及び安定性。指定期間約5か年を通しての収支及び収支バランスの考え方	様式2-H 様式3	1・2・3・4・5	5
<b>3-3 施設管理面</b>			
(1) 開館時間、休館日の考え方と、職員の勤務体制（勤務時間、休日設定）の考え方	様式2-I	1・2・3・4・5	5
(2) 利用区分及び料金設定の考え方	様式2-J	1・2・3・4・5	5
(3) 施設の維持管理の考え方	様式2-K	1・2・3・4・5	5
(4) 維持管理内容及び維持管理体制、指定期間中の維持管理計画	様式2-L	1・2・3・4・5	5
(5) 施設利用を促進させるための実施方針	様式2-M	1・2・3・4・5	5
(6) 危機管理体制、個人情報保護、その他の法令順守体制	様式2-N	1・2・3・4・5	5
<b>4 文化事業に関する提案</b>			
<b>4-1 文化事業の実施方針</b>			
(1) 文化事業の達成目標の設定と達成のための方針 ・ 業務の基準を十分に踏まえ、より具体的に水準の高い目標となっており、達成に向けた取組が実現可能な内容となっている ・ 良質で魅力的なアートを提供する内容となっている	様式2-O	1・2・3・4・5	5
<b>4-2 文化事業の概要と取組方</b>			
(1) 気軽に文化に触れる多様な機会の提供と優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供に関する事業概要と取組方 ・ 単なる発表・鑑賞事業の実施だけでなく、誰でも気軽に文化に触れることのできる工夫を加えた事業展開となっている ・ 青少年（小中高生、青年）、高齢者、障がい者、外国籍区民等に向けた事業展開について魅力的で優れた考えを持っている ・ 緑区民のニーズを十分に取り入れた事業展開となっている ・ 区民との協働による事業の企画・運営を積極的に展開する姿勢が見られる ・ 優れた鑑賞事業においては、単なる買取事業ではなく独自性のある考えに基づいた事業展開となっている	様式2-P	1・2・3・4・5	5
(2) 地域の文化振興を担う人材の育成・活用に関する事業概要と取組方 ・ 新たに文化活動（鑑賞、創造）に参加しようとする人材、文化活動・文化事業を立ち上げようとする人材を育成し、支援する視点を含んでいる ・ 地域の特色やニーズを踏まえ、館の運営、事業の企画・制作に協力していく中間支援者を育成し、活用する視点を含んでいる ・ 新進の若手アーティスト・若手指導者を地域で育て支援する形態への優れた考えや積極的な取組姿勢がある	様式2-Q	1・2・3・4・5	5
(3) 地域文化活動の支援、相談・助言機能の充実と情報収集・提供に関する事業概要と取組方 ・ 各種地域資源（人材、団体、場所、事業、各種データ等）の情報収集・提供に関する優れた考え積極的な取組姿勢がある ・ 区内アーティストのネットワーク構築、活動団体のネットワーク構築の仕方、活用・支援方法に関する優れた考えを持っている ・ 区内公共施設との情報共有に関する優れた考え積極的な取組姿勢がある	様式2-R	1・2・3・4・5	5
(4) アートによるまちづくりの展開に関する事業概要と取組方 ・ 学校や商店街、区内公共施設等との連携した活動に関する魅力的で優れた考えを持っている ・ 様々な地域資源を活用したアウトリーチ活動によるまちづくりに関する魅力的で優れた考えを持っている ・ 地域が求めるアートを把握する取組みや、それを踏まえたまちの賑わいづくりに関する魅力的で優れた考えを持っている	様式2-S	1・2・3・4・5	5
<b>4-3 文化事業の具体的な組立て</b> (指定期間に実施する文化事業の実施方針と実施概要を年度ごとに分けて示してください。また、実施時期と各年度の文化事業の関連性や発展性、緑区民文化センターで実施する文化事業の特色や意義についても示してください。)			
(1) 指定期間（平成25年10月～平成31年3月）の各年度の位置づけと事業概要 ・ 達成目標に対して各年度の位置づけが明確であり、継続性、関連性、発展性のある組立てとなっている	様式2-T	1・2・3・4・5	5
(2) 平成25年10月～3月、26年度、27年度に実施する文化事業の具体的な企画提案 ・ 基本方針・実施方針を十分に踏まえた内容で、魅力あふれる実現性の高いものとなっている	様式2-U	1・2・3・4・5	5
<b>4-4 文化事業の運営体制</b>			
(1) 文化事業の企画・制作・実施の方法 ・ 提案された文化事業を実現するうえで十分な体制が整っている ・ 地域ニーズの把握に対する具体的な方策があり、区民との協働の視点が盛り込まれている	様式2-V	1・2・3・4・5	5
<b>5 団体の状況</b>			
(1) 団体の財務状況、財政基盤、類似業務実績等	様式4 様式10、 財務諸表	1・2・3・4・5	5
(2) 本市の重要政策への対応体制。区や地域に対する理解・貢献（応募者の主たる事務所の所在地等）	様式2-W	1・2・3・4・5	5
<b>合計</b>			120